

伊勢市公報

第404号
令和4年9月5日
月曜日

目次

	頁
教育委員会規則	
○ 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市立図書館規則の一部を改正する規則	4
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	6
公 告	
○ 公示送達	7

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月29日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴

伊勢市教育委員会規則第12号

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則
外国語指導助手の勤務条件等に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会
規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第7号の3中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

伊勢市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月29日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴

伊勢市教育委員会規則第13号

伊勢市立図書館規則の一部を改正する規則

伊勢市立図書館規則（平成21年伊勢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「小学生」を「中学生」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市立図書館規則様式第1号（次項において、「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市立図書館規則様式第1号によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市教育委員会告示第 10 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 4 年 8 月 17 日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和 4 年 8 月 23 日（火）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 44 号 奨学生の決定について
 - 議案第 45 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について
 - 議案第 46 号 伊勢市立図書館規則の一部改正について

伊勢市公告第 64 号

公 示 送 達

下記の者の令和 4 年度後期高齢者医療保険料納入通知書(令和 3 年度分)および令和 4 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 112 条において準用する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 8 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略